

新潟港へのクルーズ船寄港対応に係る基本協定書

(趣旨)

第1条 本協定書は新潟県（以下「甲」という。）、新潟市（以下「乙」という。）、聖籠町（以下「丙」という。）及び一般社団法人新潟港振興協会（以下「丁」という。）の連携により、目的を遂行するため必要な事項を定める。

(目的)

第2条 新潟港におけるクルーズ船の寄港回数が増加傾向にある中において、本協定により、クルーズ船寄港対応の、より円滑で効果的な実施や、将来的に幅広い団体（自治体、事業者など）からの負担金受け入れを可能とすることにより広域的な受入体制を構築し、乗客の満足度の高い寄港対応を継続することで、クルーズによる港湾振興を目指す。

(協定内容の変更)

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月末日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(事業内容)

第5条 本協定における事業内容は各項に掲げるとおりとする。

- (1) 新潟港におけるクルーズ船寄港時の歓送迎対応に係る設営及び運営
- (2) 新潟港におけるクルーズ船寄港時の歓送迎対応に係る岸壁及び周辺の警備
- (3) 新潟港におけるクルーズ船寄港時に係るその他の対応

(役割)

第6条 本協定に係る甲、乙、丙、丁の役割は各項に掲げるとおりとする。

- (1) 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する事業（以下「寄港対応事業」という。）を連携して行うものとする。
- (2) 乙は、寄港対応事業の事務の総括（仕様書作成、入札準備、契約書準備など）を行い、甲、丙は乙の事務を補助するものとする。
- (3) 丁は、寄港対応事業の出納及び契約事務（以下「会計業務」という。）を行うものとする。

(事業の委託)

第7条 寄港対応事業の実施にあたり、業務委託により実施することができるものとする。

2 前項の業務委託を締結する場合は、丁が受託者で行うものとする。

(負担金)

第8条 寄港対応事業の実施に係る経費の負担金については、甲、乙及び丙が毎年度協議の上で定める。

2 甲、乙、丙以外の団体が新たに負担金の支払いを申し出た場合は、甲、乙、丙及び丁との協議の上、負担金額を決定する。

(負担金の納入)

第9条 甲、乙及び丙は、丁の行う会計業務に対して前条第1項に基づき算定した額を上限に負担金を支払うものとする。

2 前項より支払われた負担金の額については、精算が発生する場合は、甲、乙、丙、丁の会計年度内に精算を行うものとする。

3 精算後、丁は負担金支出における通帳、伺等を用意し、甲、乙、丙は負担金支出の適切性を確認する。

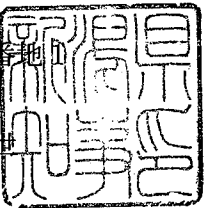
(その他)

第10条 各項の解釈に疑義が生じた場合、または、この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを決定する。

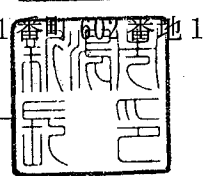
この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月18日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
新潟県知事 花角 英世



乙 新潟県新潟市中央区学校町通1番地1
新潟市
新潟市長 中原 八一



丙 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
聖籠町
聖籠町長 西脇 道夫



丁 新潟県新潟市中央区西堀通3番町799番地
マンション西堀カメリア202号室
一般社団法人新潟港振興協会
会長 中原 八一

